

# 5年水張りルールについて

## ～転作作物の交付対象水田の見直し～

令和4年から8年のあいだに一度も水張りが行われていない農地（水田）は、令和9年度から補助金の交付対象から除外されます。

（例1）

年産	R4	R5	R6	R7	R8	R9
作付作物	飼料作物	園芸作物	飼料作物	飼料作物	園芸作物	飼料作物
交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象外

（例2）

年産	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
作付作物	飼料作物	水稻	飼料作物	飼料作物	園芸作物	飼料作物	園芸作物
交付対象	交付対象	交付対象外	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象

### ○水張りの確認について

水張りを行う場合は、1週間前までに「**実施報告書**」を協議会へ提出してください。

#### （1）現地確認

- ① 再生協議会で、水張りの開始と水張り終了の合計2回確認します。  
（現地確認は、2回とも完全に水張りされている状態で行います。）
- ② 現地立合いは不要ですが、ほ場の場所が不明の際は立合いをお願いする場合があります。

#### （2）写真撮影

- ① 水張り開始、水張り終了それぞれ写真を撮影します。
- ② 写真は、1筆ごとに地名地番が分かるようにしてください。
- ③ 水張り終了後、協議会へ提出してください。

## ※水張りに関する注意点

- ① 水稲の作付けが基本です。
- ② 雨水や雪解け水での水張りは認められませんので、用水で水張りを1カ月以上継続してください。※実施時期は問いませんが、年度内に実施してください。
- ③ 部分的な水張りは認められませんので、ほ場全体の水張りを行ってください。

## Q&A

Q1：水張りの対象となるほ場はどこか。

A：転作作物を作付けしている水田（飼料用作物・野菜等）、自己保全管理の水田です。

水稲作付以外の用途で使用している水田は、水張りルールの対象です。

Q2：令和8年度までに水張りを1度行えば、令和9年からは永久に交付対象水田になるのか。

A：令和8年度までに1度水張りを行っても、その翌年から5年間一度も水張りを行わなければ、交付対象水田から外れます。

Q3：交付対象水田から外れてしまっても、水張りを行えば交付対象水田にまた戻れるのか。

A：戻ることはできません。そのため、現在水稲以外の作付けもしくは作付けをしていない、今後作付けの可能性のある水田は、交付対象外になる前に水張りをお願いします。

Q4：自己保全管理しているほ場も、水張りをしなければならないのか。

A：今後作付けをする可能性のある水田は、水張りを行ってください。  
仮に、令和8年度までに一度も水張りをせず、令和9年から作付けを開始しても交付対象水田にはなりません。

【お問合せ先】古殿町農業再生協議会（町産業振興課）

TEL 53-4613